

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

照葉樹林都市・綾を基調としたまちづくり 地域再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡綾町

## 3. 地域再生計画の区域

宮崎県東諸県郡綾町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

綾町は宮崎県のほぼ中央部、宮崎市の西方20km、大淀川の支流・本庄川をさかのぼった中山間地域にあり、東部は国富町、南部は宮崎市、西北部は西米良村に接している。人口は7,739人（平成20年3月31日現在）、町土総面積は95.21平方キロメートルであり、綾北川・綾南川に挟まれた町東部の限られた平坦部に住宅及び農用地が集中している。

基幹産業は農業であり、本町では、全国に先駆けて有機農業に取り組んでおり、昭和63年に「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、また平成13年にはJAS法に基づく「有機JAS登録認定機関」の指定を本町が受けるなど、町ぐるみで有機農産物の生産を推進しているところである。

本町は、陶芸・染色・木工等の伝統技能を受け継ぐ町であることから「手づくり工芸の里づくり」や充実したスポーツ施設を背景に「スポーツ合宿交流の里づくり」などのスローガンを掲げて、創意工夫をこらしたまちづくりを行い、有機農業や伝統工芸を活かしたグリーン・ツーリズムや学校・企業などのスポーツ合宿の誘致を推進するなど、観光の推進に取り組んでいる。その結果、平成8年度以降の年間入込客数が100万人を超えるなど、県内でも有数の観光の盛んな町となっている。

また、町土の約80%が森林で占められており、日本最大の照葉樹林地帯からは、「全国名水100選」に選ばれた清らかな水が湧き出しており、古くは、江戸時代に鮎奉行が置かれたほど鮎の名産地であった。この豊かな照葉樹林帯を後世に引き継ぐために本町では、住民参加型の保護・復元運動が活発であり、世界遺産登録を目指した活動も始動しているところである。

一方で、観光客の増加や住民の生活様式の多様化に伴い、未処理の生活排水が小水路や都市下水路等に流入するなど、近年においては、水質汚濁が顕著となり、生活環境を脅かす要因の一つとなっている。

こうしたことから、平成2年度より、町内全域において、個人設置型合併処理浄化槽整備を、また平成13年度より、町中心市街地部分において、公共下水道事業を展開し、さらに、平成19年度からは、個人設置型に加え市町村設置型合併浄化槽事業を実施しているところである。

これにより、町の汚水処理人口普及率は約55.4%（平成19年度末）に向上したものの、依然として全国平均83.7%と比較して非常に低い状況にあることから、地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用することにより、汚水処理人口普及率の一層の向上を図るものである。

このように、町ぐるみで地域の財産である自然環境を守る気運が盛り上がっているなかで、水環境に対する町民の意識も高まっており、水質保全を図ることにより生活環境を維持・改善し、さらには農産物の品質向上及び照葉樹林の維持・発展を推進し、本町の付加価値を高め、地域経済の一層の発展を目指すものである。

## 【目標1】 汚水処理施設整備の促進

汚水処理人口普及率を55.4%から79.3%に向上する。

## 【目標2】 本庄川の水質維持

元町橋地点のBOD値（1.0未満）を維持する。

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

綾町の汚水処理整備については、町中心部の公共下水道事業を平成13年度に着手して以来、122haまで事業区域を拡大してきた。

これまで、市街地部分を中心に整備を実施してきたが、引き続き、麓・揚町・神下地区の整備を進めていく。

また、公共下水道事業区域外の周辺部及び農業集落排水の処理区域外については、市町村設置型事業及び個人設置型事業の浄化槽設置を推進し、効率的な事業展開を推進していく。

## 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道事業・・・平成21年2月に事業認可（予定）

#### 【事業主体】

- ・綾町

#### 【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型、個人設置型）

#### 【事業区域】

- ・公共下水道 綾町 麓・揚町・神下地区
- ・浄化槽（市町村設置型）綾町全域（ただし、公共下水道、農業集落排水処理及び浄化槽（個人設置型）区域外の区域）
- ・浄化槽（個人設置型）綾町全域（ただし、公共下水道、農業集落排水処理及び浄化槽（市町村設置型）区域外の区域）

#### 【事業期間】

- ・公共下水道 平成21年度～平成25年度
- ・浄化槽（個人設置型）平成21年度～平成25年度
- ・浄化槽（町設置型）平成21年度～平成25年度

#### 【整備量】

- ・公共下水道 処理場 処理場増設 一式  
管渠 L=6,000m  
管径  $\phi 75\text{mm} \sim \phi 200$
- ・浄化槽 整備基数 135基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 麓・揚町・神下地区で1,389人
- ・浄化槽（市町村設置型） 365人
- ・浄化槽（個人設置型） 135人

#### 【事業費】

- ・公共下水道 事業費 891,000千円（うち、交付金 459,550千円）  
内 訳
  - ・処理場事業費 281,000千円（うち、交付金 154,550千円）
  - ・管渠事業費 610,000千円（うち、交付金 305,000千円）

・浄化槽（市町村設置型）	事業費	88,850 千円（うち、交付金	29,616 千円）
・浄化槽（個人設置型）	事業費	13,110 千円（うち、交付金	4,370 千円）
合 計	事業費	992,960 千円（うち、交付金	493,536 千円）

### 5-3 その他の事業

#### (1) 河川等一斉清掃事業の実施

河川環境・景観の美化を目的とした「河川等一斉清掃事業」により、公民館の加入世帯による河川、小水路及び各地区公園の清掃活動（概ね年3回）を実施するほか、各地区公民館の独自企画による清掃活動を推進する。

#### (2) 「水を守る会」の活動推進

自然環境を守る目的で町内女性団体9団体により発足した「綾町水を守る会」による、町民を対象とした講習会の開催や廃油を利用したせっけん作り等の生活排水浄化に関する活動を推進し、水環境に対する普及啓発を図る。

## 6. 計画期間

平成21年度～平成25年度

## 7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、町において4に示す数値目標に照らし、状況を調査・評価する。  
なお、評価結果は、広報紙及び町HPにおいて公表する。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し